

農 第 8 1 1 号  
令 和 6 年 1 0 月 2 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉敷市長 伊 東 香 織

市町村名 (市町村コード)	倉敷市 (33202)
地域名 (地域内農業集落名)	浅原 ( 浅原 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者、認定新規就農者を中心に、桃の産地として産地の維持、発展を目指している。高齢農家の離農の増加に伴う産地の縮小を防ぐために県事業等を活用し、積極的に新規就農者の確保に取り組むほか、生産組合を中心に地域内の農地の流動化を図っている。ただし、灌水設備や農道が未整備の農地もあり、生産効率、安全性の面で農地の整備が課題となっている。

#### 【区域の基礎的データ】

- ・主な作物:桃、ぶどう

### (2) 地域における農業の将来の在り方

桃栽培においては、栽培面積の目標を、担い手は150a、新規就農者には100aを目標設定し、園地面積の維持・拡大を図る。将来にわたって維持すべき農地をゾーニングし、現在の耕作者が離農する際には認定農業者、認定新規就農者等を中心に集積・集約を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積を進めるとともに、離農者の農地を地域内の担い手が一体的に営農できるよう流動化を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農道や灌水設備の整備等により、農地の生産効率及び安全性の向上を図る。事業活用等により新規就農者の農地の確保・整備を図る。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、農地貸借手続きや技術的指導の支援を行っていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の担い手への作業委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】